

議案第24号

佐野市敬老祝金条例の改正について

佐野市敬老祝金条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市敬老祝金条例の一部を改正する条例

佐野市敬老祝金条例（平成17年佐野市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、99歳」及び「及び101歳以上の者」を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

祝金の対象者を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第24号参考資料

佐野市敬老祝金条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 祝金の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 当該年度において、88歳、<u>99歳又は100歳に達する者及び101歳以上の者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>99歳に達する者</u> 20,000円</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>101歳以上の者</u> 20,000円</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 祝金の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 当該年度において、88歳又は100歳に達する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>